

民生常任委員会会議録

1 開 議 平成27年3月16日(月)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第21号 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の
制定について

日程第2 議案第27号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第29号 大田原市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

民生常任委員会 出席者名簿

委員長	前	野	良	三	出席
副委員長	菊	池	久	光	出席
委員	鈴	木		央	出席
	大豆	生田	春	美	出席
	井	上	泰	弘	出席
	鈴	木	徳	雄	出席
当 局	中	澤	千	明	出席
	益	子	和	博	出席
	佐	藤		宏	出席
	高	橋	正	実	出席
	岩	井	芳	朗	出席
事務局	齋	藤	一	美	出席

◎開 会

午前10時01分 開会

○委員長（前野良三君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤保健福祉部長、中澤市民生活部長、高橋子ども幸福課長、岩井高齢者幸福課長、益子国保年金課長であります。

◎議案第29号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（前野良三君） それでは、議事に入りますが、日程の変更をしたいと思います。

市民生活部関係の日程第4を先に審査し、その後保健福祉部関係を審査し、引き続き予算審査第2分科会では、保健福祉部の予算審査を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ご異議なしと認め、日程第4を先に審査いたします。

日程第4、議案第29号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（中澤千明君） 議案第29号につきましては、本会議場で私から説明をいたしました但、本委員会においては担当課長である益子課長より詳細説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（前野良三君） 国保年金課長。

○国保年金課長（益子和博君） それでは、私から議案第29号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

資料26ページの議案書とあわせて28ページの議案書補助資料、それと30ページ、条例改正の概要をごらんいただきたいと思ひます。

改正の趣旨としまして、本市の子ども医療費助成は、疾病の早期発見と治療を促進し、子供の保健の向上及び福祉の増進を図る目的として、入院・通院とも出生した日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子供は、窓口負担がない現物給付、小学生から18歳の最初の3月31日までの子供は償還払いとして医療費の一部を助成しております。県の子ども医療費助成制度につきましては、ゼロ歳から3歳に達する日の属する月までの子供は現物給付、3歳から小学6年生は償還払いとして医療費助成の2分の1を補助しております。本市は、昨年4月1日から現物給付の対象年齢を3歳未満から未就学まで引き上げ、単独で現物給付を実施しているため、県の補助は2分の1から4分の1となっております。昨年5月、県の市長会及び県町村会が共同で子ども医療費の現物給付の対象年齢を3歳未満から未就学まで引き上げ

るよう子ども医療費制度見直しの要望書を県知事に提出しました。県は、この要望を受け、子ども医療費制度の見直しを行うため、県内全市町の部課長で組織した制度見直し検討委員会を昨年9月25日に設置し、協議検討を重ねてまいりました結果、平成27年4月1日から現物給付の対象年齢を3歳未満から未就学まで引き上げることとし、これに伴いまして大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文についてご説明をいたしますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第4条は、子ども医療費の助成について規定しており、第1項から第4項までを改正し、第1項から3項に改めるものであります。第1項につきましては、窓口負担のない現物給付の対象年齢と医療機関等について定めております。改正前は、3歳未満が県内の医療機関等で保険給付を受けた場合、3歳から未就学までは市内、那須塩原市内または那須町内の医療機関等で保険給付を受けた場合は現物給付としておりますが、改正後は未就学児が県内の医療機関等で保険給付を受けた場合は現物給付としております。

第2項につきましては、未就学児が県外で受診した場合や医療機関等の窓口で医療費受給資格者証を提示しなかったなど、やむを得ない理由によって受診した場合は、償還払いにより助成することができると定めております。

第3項につきましては、小学生から高校生までは薬局を除く医療機関等のレセプトごとに500円を控除した額を償還払いで助成すると定めております。なお、ゼロ歳から未就学児までの一部負担金500円は、市が負担いたしますので、医療費は無料となります。

附則といたしまして、第1項は施行期日でありまして、この条例は平成27年4月1日から施行すると定め、第2項は経過措置といたしまして、この条例の施行の前日に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わりにいたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） それでは、今年1年間未就学児まで市単独で現物給付が拡大されているのですが、医療費はその場合予想以上に膨らむのではないかというやはり予想があったと思うのですけれども、それはいかがだったでしょうか。コンビニ化の様相みたいなのが見られたのかどうかをお伺いします。

○委員長（前野良三君） 国保年金課長。

○国保年金課長（益子和博君） お答えをいたします。

未就学児までの現物給付を今年度の4月から実施いたしまして、現物給付、今委員がおっしゃいましたコンビニ化というのは懸念されるわけなのですが、やはり現在までの2月末現在の経過といたしまして、未就学児につきましては2月末までで約1,900万円ぐらい増となっております。3月の補正で100万円の補正をさせていただきましたのですけれども、なかなか申請につきましては1年間の期間申請ができるということで、まとめて申請書を持ってくる方もおりますので、そこがちょっと読めない部分がありますので、そういった状況で今後も現物給付については増が見込まれると予想しております。

以上でございます。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから意見はございますか。

鈴木委員。

○委員(鈴木徳雄君) 今回のこの改正については、大田原市民としては待ちに待った改正であるということで、非常に今執行のほうからの説明に1点ありましたけれども、やっぱり市民の中においては、1年間まとめて請求来るという方も、計画的なバランスというのではなくて、何かそこには市民としての事情があるのだというふうに思うのですよ。そういった点が何%ぐらいいるのか、これは定かではございませんが、やはり市民として非常に4月1日から喜ばしい制度改正であるというふうなことで、私たちが安堵したというところがございます。

以上です。

○委員長(前野良三君) ほかに意見ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第29号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) 異議ないものと認め、議案第29号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

市民生活部長、国保年金課長はご退席ください。

(市民生活部長、国保年金課長退席)

◎議案第21号 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

○委員長(前野良三君) 次に、日程第1、議案第21号 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長(佐藤 宏君) 議案第21号については、本会議において私から議案説明をいたしましたが、本日子ども幸福課長から詳細について説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(前野良三君) 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長(高橋正実君) それでは、2ページの議案第21号 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定につきましてご説明をいたします。

平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援新制度におきましては、新たに子どものための教育・保育給付による施設や事業所の利用が開始されますが、その利用に際し利用者負担が伴うためにその利用者負

担額について規定するため、本条例を制定するものであります。

子どもための教育・保育給付につきましては、子供が保育認定を受け、幼稚園などの教育施設を利用した場合や保育所や小規模保育事業などの地域型保育事業を利用した場合、国の定める額を上限として保護者に給付されるものでありますが、その場合に保護者の世帯の所得状況等により利用者負担が伴うものがあります。原則として国が定める額、いわゆる公定価格から利用者負担額を差し引いた額を代理受領という形でそれぞれの施設に給付することになります。

議案書補助資料になりますが、4ページ、続いていると思いますが、4ページをお開きください。また、さらに次の5ページ、施設型給付の概要と仕組みという資料を添付させていただきました。本条例の制定に当たり、施設型給付の仕組みや利用者負担額の考え方等をまとめた資料になっておりますので、概略説明させていただきます。

5ページでは、認定こども園、幼稚園、保育園を対象とした施設型給付と、本市でことし4月から6施設開所されます小規模保育施設を対象とした地域型保育給付の2つの給付制度が創設されたことを説明しております。

また、下段のほうでは、これらの施設を利用する子供を3つの認定区分に分け、1号認定子どもは、3歳以上で保護者の就労がないもの、2号認定子どもは、3歳以上で保護者の就労があり、家庭での保育が困難なもの、3号認定子どもは、3歳未満で保護者の就労があり、家庭での保育が困難なものとしており、1号認定子どもは幼稚園や認定こども園、2号認定子どもは保育園や認定こども園、3号認定子どもは保育園や認定こども園や小規模保育施設等を利用するということとなることを説明しております。

6ページに入りまして、施設型給付と地域型給付の構造を図で示しておりまして、国の基準で算定した費用、いわゆる公定価格から国の定める額を限度に市町村が定める額、いわゆる利用者負担額を差し引いた額を施設型給付費として支払うこととなります。本条例は、この利用者負担額についてそれぞれの市町村で規定する必要があるため制定するものであります。

7ページでは、利用者負担額について、上段の表で国が定める水準について示しており、下段の表と次の8ページの表で、本市の定める利用者負担額について説明しております。

議案書3ページに戻っていただきまして、3ページになります。本条例は、全5条、附則3項から構成されております。第1条は、趣旨について定めておりますが、この子ども・子育て支援法第27条第3項第2号は、幼稚園、保育所、認定こども園を利用した場合の利用者負担を捉えており、第28条第2項各号は教育認定子ども、いわゆる1号認定子どもが特別の事情により保育所を予定した場合の特別利用保育や保育認定子ども、いわゆる2号認定子どもが幼稚園を利用した場合の特別利用教育としてのその特例による場合の保護者負担を捉えており、第29条及び第30条については、小規模保育事業等の地域型保育事業とその特例による場合の利用保護者負担をそれぞれの給付に対する利用者負担額として規定することを趣旨の中で定めております。

第2条は、定義について定めておりまして、第3条については、具体的な利用者負担額等については、規則で定めると規定しております。第4条は、利用者負担額の減免、猶予の規定を設けており、第5条は委任規定であります。

附則につきましては、第1項で施行期日として、この条例は平成27年4月1日から施行するとしており、

第2項では、私立保育所に係る経過措置として、本来ならば制度施行とともに施設型給付となるべきものを、当分の間は現行同様に、市からの委託により運営される場合の利用者負担額を規則にしております。第3項では、私立幼稚園に係る経過措置として、これまでの幼稚園の運営費については私立学校振興助成法により運営され、その額は都道府県により差があるため、引き続き現行の運営費と差が生じないような額の設定をした上で、保護者負担額を定め、その額は規則に定める額とすると規定したものであります。

以上で議案第21号の説明を終わりいたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 以前から大田原市は、2人目の子供から保育費が半額になっていることなのですが、これから改正されますけれども、その後も2人目が半額ということは変わらないということでしょうか。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋正実君） 今委員おっしゃられるとおり、減免の措置とか猶予の規定等については、現行を踏襲しますので、同じように減額措置は継続されます。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木央君） 国の定める基準が本市の利用者負担ですか、本市の負担は国の基準より相当低いのですけれども、低い金額に理解してよろしいわけですか。

それともう一点よろしいでしょうか。これちょっと1号認定と2号認定の場合ですと、実際比較すると保育者の負担はどちらが多いのでしょうか。比較できないということですが、ある程度水準を合わせて比較した場合の保護者の費用負担というのはどちらが低いでしょう。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋正実君） 今回のこの利用者負担額を定める表を見ていただきますと、国が定める基準の階層が8階層であったものを、市のほうは15階層、要するにそれだけ所得の実態に合わせた細分化した設定になっているということですね。大づかみで額が決まってしまうというのではなくて、その所得の状況でなっている。この国の水準を減額していますので、さらに今までの保育料、ことしまでの新しくなる前までの保育料との差が生じないような設定もしておりますので、従来から大田原市の場合には国の水準よりも五十何%、県内でも1位、2位、3番目ぐらいなのですが、低い保育料が設定してあります。その設定を踏襲しておりますので、国の水準からすると相当低いものになっております。

それと、1号認定の部分と2号、3号の部分になりますが、1号認定については、幼稚園、従来の幼稚園の部分の料金設定でございまして、今回は私学助成という就園奨励費的にして戻ってくる当初は高い、幼稚園の場合は高い設定になっておりますけれども、今回は水準自体も統一しております。ただし、この8ページの新しく設けた2号、3号認定の子供では、2段書きに保育料が設定されておりますが、これは預かる時間が短い時間の場合と長時間の場合と2段書きになっておりますので、これも実態に合わせた、実際に預ける方のためにこういった料金設定にしておりますので、基本的には保護者の負担的には同じ考えになってきます。統一がとれてきていることになっております。そのような料金設定でございまして。

私、この先ほどちょっと説明をしましたが、この表、利用者負担額の額そのものは規則のほうに定めるというふうにして今回条例制定しましたが、条例の中にはこの表は入ってこない、規則のほうで額は定めるといふ形にしております。

○委員長（前野良三君） 鈴木委員。

○委員（鈴木央君） もう一点お伺いします。

今市内には認定こども園を今度の新年度、27年の4月現在で認定こども園はどこになるのでしょうか。何名。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋正実君） 認定こども園は1園、黒羽幼稚園が認定こども園に移行します。この国の水準が入っている表の下側の表、1号認定子どもに該当する保護者の利用者負担額、この料金表が認定こども園、黒羽幼稚園だけになってしまいますが、に適用される利用者負担額の表になります。

○委員長（前野良三君） 鈴木委員。

○委員（鈴木徳雄君） 委員会でございますから、ちょっと細かいところだけ執行部に答弁してもらおうかなというふうに思っているのですが、国の設定からですと、大田原市の階層の関係ですか、関係ね、これは後から出てくる議案28号の関係もそうなのですけれども、非常に市民として希望する、ましてそれが現実的に行政に理解をされた地域にマッチした取り組みをまず大田原市はなされているというふうにして、高く評価をしたいというふうに思っております。まずもって、その中におきまして、委員会なので、ただいま委員長にお許しをいただいたのですが、その階層区分で第1、第2のこの階層区分、ここらについてパーセントでもしお答えしていただければいいのでしたら、この区分内のパーセントとしたら全体の15階層の中においてシェア的に何パーセントぐらい。あるいは第2区分として何パーセントに。戸数的に子供のうんぬんということではなくて、そこらのちょっと私たちも非常に市としての取り組みはすばらしいという中におきまして、住みやすい環境、行政であるというふう理解をしている中で、その点をお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋正実君） この階層にどのぐらいの保護者の方がいるのかですね。

○委員長（前野良三君） 鈴木委員。

○委員（鈴木徳雄君） 区分が15まで分かれていますから、国の場合は、さきほど8階層と言っていましたよね。そこを大田原市の場合は細分化して、15段階まで分けていただいているということにありがたさを感じるのですが、その視野的なパーセントはどれくらいでしょうかということでお尋ねしたいのですが。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋正実君） パーセントでは出ていなくて、実際に今現在の利用者をこの階層に当てはめた人数をつかんでいますが。

○委員（鈴木徳雄君） いや、具体的に委員会ですから、それをお答えいただければありがたいと思います。

○子ども幸福課長（高橋正実君） ちなみに申し上げます。第1階層が9名、第2階層が200名、第3階層は147名、第4階層は115名、第5階層は170名、第6階層は126名、第7が141、第8が79、第9が86、第10が70、第11が42、第12が34、第13が23、第14が51、第15が19でございます。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第21号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） 異議ないものと認め、議案第21号 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第27号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（前野良三君） 次に、日程第2、議案第27号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 議案第27号については、子ども幸福課長から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋正実君） 9ページになります。議案第27号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援新制度におきましては、新たに子ども・子育て支援法や同法施行規則の制定並びに児童福祉法の改正により、これまでの保育運営が扶助的措置的なものとしての実施から、保育所の利用または提供という概念に変わり、この保育費用につきましても利用者負担とされたため、これらを規定している大田原市保育所条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

議案書補助資料になります11ページをお開きください。めぐりまして、12ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。第1条の趣旨の中で、保育の実施を保育の利用に改めます。

第3条の見出しを保育の実施から保育の提供に改め、これまで保育に欠けることが要件であったものを新制度では保育の資質要請に変更されることにより、その要件の規定を改め、子ども・子育て支援法施行規則第1条に規定された事由を引用するものであります。

第4条の旧規定である私的契約児については、従前須賀川児童館が廃止された際、児童館利用の児童を引き続きすさぎ保育園で保育が行えるよう、平成23年に改正を加えたものであります。新制度では特別利用保育の規定により市長が認める場合は、この利用が行えることになったため、同条を削除するものであります。

第4条及び第5条については、旧の第5条で保育費用等として、保育費用と保育内容等は、市長が別に定めるとしておりましたが、新の第4条で保育内容を市長が別に定めるとし、新の第5条で利用者負担として別条の規定とし、その利用者負担額は、先に上程しております、先ほど説明をいたしました大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例に定めるところによると規定したものであります。

議案書10ページになります。戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとするものであります。

以上で議案第27号の説明を終わりいたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） 意見はないようであれば、以上で意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第27号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） 異議ないものと認め、議案第27号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

子ども幸福課長はご退席ください。

（子ども幸福課長退席）

◎議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（前野良三君） 次に、日程第3、議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 議案第28号につきましても、本会議において私から議案説明をさせていただきましたが、本日高齢者幸福課長から詳細について説明させます。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） それでは、議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

縦型のほうの資料で14ページからになるかと思えます。まず最初に、改正の趣旨でございますが、介護保険における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める

保険給付費の見込み額等を勘案いたしまして、3年ごとに改定し、条例で定めるとされております。このたび平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画を介護保険法の改正に基づき策定しており、それに伴いまして今回大田原市介護保険条例の一部を改正するというものでございます。

主な改正点でございますけれども、4点ほどございますが、まず1点でございますが、第6期計画期間中の第1号被保険者の介護保険料の改正、2点目といたしまして、所得段階区分を8段階10区分方式から12段階方式に改めるというものでございます。

補助資料の23ページ、資料1をごらんいただきたいと思っております。そこに載っています表の左側が現在の8段階10区分方式による合計所得金額ごとの介護保険料の設定でございます。第6期計画におきましては、右側のように、12段階方式に改めるというものでございます。特に現在の第1、第2段階を第1段階に統合いたしまして、第7段階を8段階と9段階に、そして8段階を第10段階、11、12段階とそれぞれ所得合計金額に応じまして細分化をし、5段階と基準として年額6万9,600円、月額5,800円ということでそれぞれの介護保険料額を設定したものでございます。

次に、改正点の3点目でございますが、第1号被保険者の普通徴収に係る納期を現在の6回から8回に改めるというものでございます。

4点目でございますが、補助資料の24ページ、25ページ、資料の2、資料3というものをあわせてごらんいただきたいと思っております。地域支援事業の制度改正に伴いまして、平成27年4月1日から新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の実施が定められましたが、実施時期に当たりましては、事業ごとにその猶予に係る経過措置の規定を条例で定めるというふうにされております。

24ページ、資料2の左側が現行制度でございます。上から2番目の介護予防のうちの訪問介護と通所介護、これが6期からは地域支援事業のうち新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施するよう介護保険法が改正されました。その実施時期を附則15条第1項で、平成29年1月1日から、同じく認知症施策の推進のための事業の実施時期を附則第15条第3項で、平成30年4月1日から、生活支援サービスの体制整備に係る事業を附則15条の第2項で、平成28年4月1日から実施をするというふうに定めるものでございます。

それでは、条例の改正につきまして議案補助資料の新旧対照表、19ページになるかと思っております。ご説明をいたしますので、19ページをお開きいただきたいと思っております。まず、第3条、保険料率でございますが、期間の変更と所得段階区分を12段階に改め、各所得段階区分ごとの保険料を定めるものであります。第3条第1項中、平成24年度を27年度に、26年度を平成29年度に改め、保険料の額を第1号中2万9,940円を3万4,800円に、第2号中2万9,940円を4万5,240円に、第3号中4万4,910円を5万2,200円に、第4号中5万9,880円を6万2,640円に、第5号は新設でありまして、令第39条第1項第5号に掲げる者6万9,600円を追加するものであります。この第5号を第5段階、基準額と設定し、低所得者層は介護保険料を低く設定をし、高額所得者層は高く所得水準に応じた介護保険料の設定となっております。第6号につきましては、第5号中6万8,862円を8万3,520円に改め、区分する合計所得金額を同号ア中125万円を120万円に改め、生活保護法に規定する要保護者について定めた同号イ中次号イ又は第7号イを次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに改め、同条第6号として定めます。第7号につきましては、第6号中7万4,850円を9万480円に改めまして、同じく区分する合計所得金額を同号ア中125万円を120万円に改め、同

号イ中又は次号イを次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに改め、7号とするものでございます。第8号から第10号につきましては、新たに追加をするものでございます。第8号は、次のいずれかに該当する者ということで10万7,880円、アといたしまして合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの、イにつきましては生活保護法に規定する要保護者について定めてあります。第9号は、次のいずれかに該当する者ということで11万4,840円、ア、合計所得金額290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの、イにつきましては、同じく生活保護法に規定する要保護者について定めたものでございます。第10号は、次のいずれかに該当する者ということで13万2,240円、ア、合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの、イにつきましては、生活保護法に規定する要保護者について定めたものでございます。第11号につきましては、第7号中8万9,820円を13万9,200円に改め、ア中190万円を600万円に、400万円を1,000万円に改め、同号を同条第11号とし、第12号につきましては、第8号中10万4,790円を15万3,120円に改め、同号を同条第12号に改めるものでございます。

次に、第4条、普通徴収に係る納期の改正につきましては、第1項中第5期の後に第6期12月1日から同月28日までを追加し、第6期を第7期に改めまして、第7期の後に第8期2月1日から同月末日までを追加するもので、納付回数を2回ふやし、8期に変更するもので、1回当たりの納付金額の負担を抑え、納付を促進させるものでございます。

第5条、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の規定でございます。12段階の所得段階区分に対応させるための改正でありまして、第5条第3項中若しくはハを若しくはニに改め、第4号ロの次に第5号ロを加え、第3条第1項第5号イ、第6号イ及び第7号イを第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ及び第11号イに改めるものでございます。

附則第15条につきましては、新設でありまして、平成27年4月1日から実施されることとされております新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の各事業の実施時期の猶予期間等を経過措置で定めるものでございます。第1項では、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を平成29年1月1日から、第2項につきましては、生活支援サービスの体制整備事業の実施時期を平成28年4月1日から、第3項では認知症施策の推進事業の実施時期を平成30年4月1日から実施するとする猶予期間等の経過措置を定めるものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、16ページになるかと思えます。附則の施行期日につきまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。経過措置で、この条例による改正後の大田原市介護保険条例の介護保険料に関する規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例によると定めるものであります。

以上、議案第28号についての説明を終了させていただきます。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木央君） お伺いします。

細分化して、実質は応分負担がそれなりに上がるというふうに理解していいと思うのですけれども、すぐではなくて、若干その猶予期間を設けるということで、その間その相当細かい説明、要は大きく変わる

わけですから、その周知の方法というのはどんなふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 猶予期間を定めるというのは、介護保険のその予防のほうの関係でありまして、保険料につきましては27年の4月1日からこの保険料を適用するというところでまずご理解いただきたいと思えます。

予防事業のほうの新しい介護予防・日常生活総合事業のほうの大きな改正点といたしましては、今まで訪問介護、通所介護、こういったものが給付事業として実施をしていたものが、今度地域支援事業というふうな位置づけに変わり、これにつきましては、実質利用者側は何の変更もございません。多分うちのほうでお金の支払いとかそういった部分で変更になってくるという部分でありますので、これにつきましては大きな変更がない。ただ、事業所にとりましては変更がありますので、この後事業所の説明会とかそういったものでの周知を図っていくという内容でございます。

それから、認知症施策の推進あるいは生活支援サービスの体制整備、これにつきましては、この後協議体というふうなものをつくっていきまして、その中で今後どういうふうな地域に必要なサービスはどんなものがあるのかという、それに対してどういうふうなサービスをつくっていったらいいのかというふうなものを今後協議をする協議体というのを今後検討していきます。その中で、各地域に必要な事業が固まってきた段階で、皆さんごとに周知をしていくということで、正直な話、この認知症の施策、認知症の施策については、推進員の設置とか、そういった部分であるので、これにつきましては協議体の中で、そんなに難しくはないと思うのですけれども、生活支援サービスの体制につきましては、具体的なこんなサービスというのが出てきますので、これについてはちょっとなかなか具体的なものが決められるのがちょっと時間がかかってしまうかなというふうな部分ありますけれども、それが決まりましたら事業所はもちろん、市民の皆様にも周知を図っていきたくて。1つには、市がこういう事業をこの地域についてはこういう事業が不足しているの、こういう事業をやりたいと言っても、それをやってくれる事業所がないと話にならないということがありますので、まず市でこういったものがサービスとして必要なのか、その辺を洗い出して、その事業を実施していただけるそういった事業所あるいはNPO、ボランティア、そういった方々がおるかどうかというのもひとつ問題になってきますので、そういったものが固まってきた段階で周知を図っていきたくて考えております。

以上であります。

○委員長（前野良三君） 鈴木委員。

○委員（鈴木央君） 済みません。ただいまお尋ねした中で、特にその介護保険料のちょっと追加でお伺いしたいのですけれども、お年寄りというのは結構よく細かく説明してもなかなか理解をされないことって結構あると思うのですよ。今回は保険料を市広報とかいろいろな形で周知をされると思うのですけれども、結構その間に本人からいろんな形で、えっという話で出てくる可能性が結構あると思うのですけれども、そういったことは、窓口の対応ということになるのでしょうか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 今チラシをちょっとつくっていきまして、4月1日の市の広報と一緒に併せまして介護保険法の改正と介護保険料の改定ということで、こういうふうになりますよ、こういうふ

うに上がりますよ、上がる理由としては、こんな理由がありますよということで、まず周知をさせていただくということで考えております。

あとは、額が確定をした段階で、この第1号被保険者の皆様に通知書を発行しますので、そうすると昨年よりも随分上がったということで問い合わせ等がございますので、それは窓口対応というふうな形になってしまうかと思えます。とりあえず4月1日の段階で全戸配布ということでチラシを配布して、まずお知らせをしたいというふうに考えております。

○委員長（前野良三君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 今鈴木委員のほうからもお話があったとおり、介護保険料が上がっていくということに対して、先ほど窓口対応でその説明をするということだったのですが、ただ私たちがいろいろなおうちを訪問した際に、やはりどうしてそんなふうに、栃木県一高くなるというお話もあるし、なぜこんなふうに上がったのかと聞かれたときに、やはり窓口聞いてみてくださいというわけにもいかないの、もし簡単に説明するということがしたら、どんな形で説明をしていったらいいのかを教えてください。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 介護保険料が上がったという、この間の新聞でも県内でトップということで新聞報道なされたわけですが、これという1つという理由はないのですね。複合的な理由がございます。うちのほうで捉えているのは、まず認定率、体のぐあいが悪くなると介護保険のサービスを受けたいということで認定をするわけですが、認定の申請があつて認定率というのは、今現在大田原市では19.7%ということです。これは県内トップでございます。県内平均が16.1、大田原市が19.7ということで、県内一まず認定率が高い。認定率が高いということは、それだけ介護サービスを使う人が多いという、介護サービスを使えば給付費が上がっていくというふうに、給付費が上がれば保険料が上がるというのが、まずそういうふうにつながっていく。

それと、もう一つは、特別養護老人ホームとかそういった入所施設ですね、特別養護老人ホーム、グループホーム、あとは介護老人保健施設あるいは特定施設とか、そういった入所できる施設、これが大田原市の場合は充実しているというふうな部分でございます。どういうふうに充実しているかということ、大田原市のそういう入所できる定員がございます。その定員を高齢者の数をそのベッド数で割りますと、約21、1ベッド当たり21ということなのですが、ほかのところだと25とか30とか、30を超える。要は数字が低いということは、それだけ利用しやすいというふうなことになるかと思えます。ということは、比較的施設整備が充実をしている、これは4期から5期にかけて大田原市で集中的に施設整備をしてきたというふうなのが、その時点から介護保険計画がちょっと上がってきているというふうな部分もございます。ですから、認定率、あと施設の充実、それとあとはこれは全国の市町村でも言えるのですが、今まで保険料が負担していた部分というのは給付費のうちの21%なのです。それが今度の6期計画からは22%ということで、1%上がりました。これでざっと計算なのですが、約200円ぐらい上がってしまいます。わずか1%。これはどこの市町村も同じなので、一概には言えないのですが、大田原市でもその上がった要因の一つというふうに考えております。

あとは、大田原市の場合には待機の方もおられますけれども、入所できなくてもそれにかわる例えば小規模多機能型の通所、訪問、そういったものをあわせてサービスを受けられるという施設も充実してい

るあるいはショートステイを使いながらも何とかサービスを受けている。ですから、ほかの市町村から比べると、例えば入所ができなくてもそれにかわるサービス、ショートステイなり小規模多機能なりのそういった施設を使うことができているというふうな、そういった部分で大きく伸びているのかなというふうにはちょっと考えているところでございます。

○委員長（前野良三君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） ほかの自治体よりもサービスが充実しているということで、介護保険料が当然のように上がるということで私も今よくわかりましたので、説明をしていきたいと思うのですが、そこでお伺いしたいのは、負担の割合のところなのですけれども、この負担の割合というのは、加入者の割合から決めて算出されているのかということをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 負担の割合というのは、基準額から合わせて低所得者、例えば0.5から0.9というふうな。まず、第5段階が基準額ということですが、1段階から4段階につきましては、その前に国は全部で9段階です。9段階で設定をしているものを、大田原市は12段階に細分化をしている。1段階から5段階までは、国の基準をそのまま準用しております。ですから、国でも第1段階が0.5というふうなことで、大田原市もそれに合わせて0.5というふうな形で設定をしております。

6段階以降の基準より高くなる方々につきましては、国の基準をもとにいたしまして、所得に応じて割合を設定してきたと。基本的には、所得の低い方というのは、結局減額をする。高い方は増額分、要はその減額する部分と増額になる部分の均衡を図るというのがまず前提にあるものですから、低所得者のほうは国の基準に従って減額をしている。それに合わせて高額所得者のほうにつきましては、その減額した部分に見合った額をご負担いただくということで、基本的には国の9段階の基準を基準にしていますけれども、それをなおかつ先ほど申し上げましたように、7段階と8段階で細分化をさせていただいているということでございます。

○委員長（前野良三君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） この見直しというのは、やはり3年ごとに計画変えるということだったので、そのときにまた再び変えるということではよろしいのですか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 委員ご指摘のとおり、3年ごとに変わっていくというふうな、基本的にはそうでございます。給付費の総額と地域支援事業の総額をまず全部を出しまして、それに基づいた22%を限度で賄うといいますか、ちょうど22%分をどういうふうに分けていくかというのは、3年ごとに厚労省のほうで国の基準ができてきますので、それをもとにして市町村ごとに、今回はうちのほうは12段階に細分化をさせていただいて基準額を設定させていただいて、割合も決めさせていただいたということでございます。3年ごとに変わるということです。

○委員長（前野良三君） 鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） ただいまの説明の中で国のほう9段階と言っていましたね。これ9段階。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 国のほうは9段階で基準を示されてあります。この表にありますのは、

左側が第5期ということで8段階10区分となっていますけれども、このときは国のほうの基準としては6段階です。6段階をうちのほうでは8段階10区分に細分化をしています。今回の6期につきましては、9段階を12段階に細分化したということでございます。

○委員長（前野良三君） 鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） それで、この件につきまして、当然運営協議会というのがありまして、年に4回ですか、協議をなされているという中におきまして、民間の運営協議会委員としてこの協議の進行について市町村関係についても大田原市は12段階ですよという改正をその大田原市の独自の徴収方の取り組み方ということについて、どのような協議委員の方が関心を持っていたか、ちょっとその2点ぐらい、もし参考的に述べてもいいという内容がありましたら、捉え方として述べてもらいたいのです。要するに協議委員としてのね。これは一方的に執行のほうで提示をしたと、それについてご理解を示されたのだというような協議の進行ぐあいだったのだから、あえて言うならば非常にこの徴収に対する細分化ということについては、ありがたいことなのです、これね。先ほどの関係もそうだったのですが、これらについてどのようなご理解を示しながらこの12段階に決まったのかな。これは非常に私ども議員としては大切なことなので、ちょっと説明の中に加えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 今の鈴木委員のご指摘のとおり、年4回の介護保険運営協議会というものを開催しております。なかなか厚生労働省のほうから具体的な案が示されず、やっと形が見えてきたのが8月の12日でございます。そのときの話を運営協議会のほうにさせていただいて、予測としては介護保険料が上がってきってしまう。今の8段階は400万円以上一まとめになっているわけですね、所得の区分といたしまして。この400万円以上というふうな部分につきまして、各市町村、県内の市町村の状況を確認をしまして、それらを提示をして、6期計画、それが2回目のときでしたけれども、話をして、細分化をして、もう少し段階をふやしていきたいというお話をさせていただきました。そのときに具体的な話がまだ厚労省から金額というか、具体的な案が示されていないので、話ができませんでした。

第3回のときに、2回目で細分化をしたいということで了承をいただいて、3回目のときに12段階というふうな案を示させていただいて、先ほども申し上げましたように、8段階につきましては400万円以上ということで、ここの部分についてもう少し細分化をしてみたらどうかというふうな意見もありましたので、400万円から600万円、600万円から1,000万円、1,000万円以上というふうな形で今まで400万円以上を一まとめにしていたものを細分化したということでございます。

それと、7段階につきましても、ここは国のほうの関係もあったのですが、7段階を2つに分けさせていただいて、これにつきましても委員さんのほうからは、ある程度所得のある人については少し細かく区切ってご負担いただくのもやむを得ないのではないかというふうなご意見もいただいて、このような設定をさせていただいたということです。

○委員長（前野良三君） 鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） 委員さんからもやむを得ないという今の協議会の中でも出たお話をお聞きしたのですが、やむを得ないというのは非常に理解を示したというような雰囲気でもやむを得なかったのでしょうかというようなことが1つと、あとこの新事業で地域支援事業で平成30年4月1日を施行しようとしている

というふうには先ほどご説明されたのですが、これらについては新たな設置で大田原市としての取り組みでしよう。ということについては、推進員の方、これらについてはやはり専門的介護保険等につながる介護福祉関係につながる委員として指名をするという中において、ほかの役職と重複をするようなことも考えられるのですか。とりあえず委員会ですから、ちょっと言葉は悪いところがあるかもしれないですけども、委員さんのメンバーだけそろえればいいのだというようなスタートの考えているということはありませんか。その2点お願いします。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） まず最初のやむを得ないというふうなお話ですけども、それにつきましては、何度も申し上げましたとおり、介護給付費と地域支援事業の金額が上がってしまう、それは22%負担しなくてはしょうがない、これはどうしようもないものですから、その22%負担に当たっては、高い所得のある方についてはそれなりの負担をしていただくのはもうやむを得ないだろうというふうなご理解をいただいたということでご理解いただければと思います。

それと、もう一つ、その多分30年ということですので、認知症施策の推進というふうなことでの推進員さんの設置ということでご質問かと思うのですが、推進員さんにつきましては、委員会とかそういうものではなくて、地域の実情をよく把握している方。要は例えば具体的に申し上げますと、地域の中でちょっと認知症がみでという方が出てきたときに、なかなか個人的にどこに相談をしていいとか、そういったものをどういうサービスを受けたらいいのか、なかなかつなげないというふうな部分があります。そういったコーディネートをするというふうな役目も含んでおりますので、ここでは委員会の委員さんを委嘱するみたいな形ではなくて、各地域に地域の実情をわかって、そういう相談あるいはサービス、そういったものにつなげるアドバイスのできるようなそういった方をつくっていきたいというのが、私どもで考えているところがございます。これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、協議体というのをつくりまして、これは委員さんになるのですけれども、その中で検討して、そういった認知症の地域支援推進員というふうな方を各地域、各地域になるか、どういう設定で設置をしていくかというのもあわせて協議体の中で検討していただくということで考えております。

○委員長（前野良三君） 鈴木委員。

○委員（鈴木央君） 今の説明で地域支援推進員の内容を聞いていると、要は見守り隊の方がさらに役が増えるという感覚になるのですか、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（岩井芳朗君） 見守り隊の方々の仕事がふえるというのではなくて、見守り隊のほうは見守り隊として従前のような見守りというか、個別の対応をしていただくというふうな、例えばだから見守り隊の隊員さんのほうから例えばこういうコーディネーターさんにつないでいただくというのも一つの方法になるかなというふうなことで考えておりますけれども、直接その見守り隊の隊員さんの事務量というか、仕事がふえてくるというふうなことではちょっと考えてはございません。ただ、そういった何か問題というか、そういったものがあつたときには、つないでいただくというふうな、これは今まで地域包括支援センターなり、社協なり、うちのほうなりにつないでいただいたことと同じというふうなことで考えていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第28号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） 異議ないものと認め、議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎閉 会

○委員長（前野良三君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日は、これもちまして常任委員会を散会いたしますが、引き続き予算審査特別委員会第2分科会に切りかえ開会いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時08分 閉会

民生常任委員長